

財務省告示第六百八十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十五年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年十二月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（三十年）（第十二 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五条第一項	成振替法（七十五号）以下 の振替を受けられるものとし、その振替 用を日本銀行とする。	利回りを競争に付して行われる	各申込みのうち応募額を順次割 り当てる。	額面金額で四千七億円	三百八十九億五千五百三十八 億八千五百三十七万五千七百 三十九円
額面金額で四千七億円	額面金額で五千億三千二百十 万圓、国債整理基金特別会計 法第五条第一項の規定に基づき 発行した利付国債の発行額は、					

八 最低額面金

五万円

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

十一 発行価格

平成十五年十一月二十日

十二 発行利率

年二・一パーセント

十三 経過利率

は、払込金額の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償還総額} \times 2.1}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

十四 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 者 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平成十五年十一月二十日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成十四年九月二十日
平成十四年九月二十日
利息を支払う。
て、その日以前六月間に属する
を、支払期とし、各支払期にお
毎、年三月二十日及び九月二十
日、

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。